

平成28年11月25日（金）13時30分～

交通政策審議会海事分科会第83回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会第83回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中10名の方のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、配付資料を確認させていただきます。お手元の資料をごらんください。上から議事次第、配付資料一覧、これは2枚あります。その次からが議題の資料となります。資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。

まず、資料1として、諮問文、「諮問第263号 船員法の一部改正について」というものが別紙を含め2枚になります。資料1-2として「船員法の改正について」、横置き資料のパンチ絵が2枚になります。資料1-3として「MLC条約等の改正に伴う国内法化勉強会とりまとめ」というものが3枚、資料2に行きまして、諮問文として「諮問第258号 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の制定について」というものが1枚。これは先月の船員部会と同じものになります。さらに、資料2-2として、その省令案の概要のパンチ絵が1枚、資料2-3として、逆綴じになっておりますが、「船員育児・介護休業法施行規則」の新旧対照表が9枚、17ページものになっております。資料2-4として、同じく逆綴じで「船員男女雇用機会均等法施行規則」の新旧対照表が3枚、4ページものとなります。資料2-5として、これも逆綴じですが、この省令案の参照条文が10枚、17ページものとなっております。

次のクリップが参考資料ということで、参考資料①として、「雇用保険法の一部を改正する法律の関係法令等の整理」ということで、パンチ絵が1枚、さらに参考資料②として、「雇用保険法等の一部を改正する法律の概要」ということでパンチ絵が1枚になります。

さらに、資料3として、諮問文、「諮問第259号 船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の制定等について」というものが1枚。資料3-2として、その指針案の概要のパンチ絵

が1枚になります。

この次の資料からが具体的な指針案で3つございます。資料3-3として、「船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針案」、指針の制定という形になりますが、5枚で10ページものになります。資料3-4として、「船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」、一部改正ということで新旧対照表が3枚、5ページものになります。資料3-5として、「子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」、こちらも一部改正ということで新旧対照表が15枚、30ページものとなります。

次に、資料4として、諮問文、「諮問第261号 船員派遣事業の許可について」というものが2枚、その参考資料として、資料4-2が3枚、こちらは委員限りの資料となります。

最後になります。資料5として、諮問文、「諮問第262号 無料の船員職業紹介事業の許可について」というものが2枚、その参考資料として資料の5-2が2枚、こちらも委員限りの資料となります。

資料は以上です。今回も資料が非常に多くございますが、行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

**【野川部会長】** それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1の船員法の一部改正についてでございますが、諮問案件となっております。事務局よりまずご説明をお願いいたします。

**【鹿渡船員政策課課長補佐】** それでは、皆様お手元の資料1をごらんください。こちら、船員法の一部改正についてということで、資料1、諮問文をめぐっていただくと別紙でこちら、現在内閣法制局において審査を行っているところでございますが、要綱をおつけしております。こちらについて説明は、別途資料1-2の横置きのポンチ絵において説明をさせていただければと思います。お手持ちの資料1-2をごらんください。

資料1-2、船員法の改正についてという横書きの資料になりますが、こちらで改正の概要を説明してまいります。2ページ目にMLC条約等の改正に伴う国内法化勉強会の概

要とありますが、今回国際条約の改正に伴う船員法の改正ということで、本年7月及び9月に当該勉強会を開催をさせていただきまして、これまで議論をし取りまとめがなされてきたところでございます。この取りまとめ、資料1-3にあるんですが、この取りまとめを踏まえつつ、現在法改正の作業を行っているところですが、再度1ページ目、船員法の改正についてというところで今回の国際条約の改正の概要及び船員法への一部改正というところでご説明をさせていただければと思います。

国際条約の改正と上側でございますが、大きく分けて今回2つの条約に関係する改正がございます。1つ目は、ILOにおけるMLC条約。こちらにおいて海上労働証書の今回検査項目の追加がなされました。具体的には、船員の「送還」及び「勤務中の傷病、死亡等」に係る金銭上の保証といった項目が追加されました。2つ目に、当該海上労働証書の有効期間の見直しがなされる予定です。これはもともと有効期間が5年間と現行定められているのですが、有効期間が満了する日までに国際航海中であるなどの理由により検査を終えたものの新証書を船内に備え置けないといった場合には、既存の証書の有効期間を5カ月を超えない期間延長可能とするというものでございます。

大きく分けて2つ目のほうなのですが、IMO・STCW条約において天然ガス燃料船に乗り組む船員に必要な資格の新設。LNG燃料船と呼ばれるものですが、この資格の新設について船員の資格要件が新たに追加されまして、こういったLNG燃料船に乗り組む一定の船員については、資格証明書の所持が必要となります。また、極海を航行する船舶に乗り組む船員に必要な資格の新設ということで、このようなポーラーコードを踏まえて極海を航行する船舶に乗り組む船員の資格要件といったものが新たにIMOにおいて追加されまして、このような船舶に乗り組む船員について資格証明書の所持が必要となります。これらを受けて、当該条約に完全に対応するという形で船員法の一部改正というものを行ってまいりたいと考えてございます。

以上が国際条約に関連する船員法の改正なのですが、続きまして、同じ資料1-2の3ページをごらんください。こちら、国際条約とは別途の内容になるのですがけれども、臨時海上労働証書の発給に係る特例についてといった事項についてもあわせて改正を行ってきたいと考えてございます。これは現在の海上運送法において定められている準日本船舶について、①番、その認定の申請時に事前に一部検査を行っていただき、②番において認定書に確認内容を記載するとして、さらに③番で、その認定書に記載された内容につきまして、フラッグバック、船籍変更を行う場合においてその認定書に記載された内容に変更

がない場合、事前検査項目が適合しているものとみなすといったものでして、目的としましては、フラッグバックの際における手続の円滑化といった観点から行ってまいりたい、こういったスキームを組んでいきたいというものでございます。

以上、足早ではございますが、船員法の改正について、以上の内容を諮問したいと考えてございます。

【野川部会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

立川委員。

【立川臨時委員】 今、船員法の改正ということで説明を受けたわけですが、今後の手続的にはどういう形で進んでいくのか。といいますのは、あくまでも今諮問されているのは、概要といいますか趣旨についての内容が明らかになったというわけかなと理解するんですが、実際の法案になったときの部分、ないしは今後法案からそれ以下の部分についてどういう扱いをされるのか、その辺を教えてください。

【野川部会長】 お願いします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 それでは、まず法案についてなのですが、今回諮問いたしましたして来月の船員部会において答申をいただきたいと考えてございまして、その後法案につきましては、これは来年の頭以降になってくるのですが、閣議決定をなした上で国会で審議していただくというプロセスになってまいります。具体的に、それがいつ法律が成立をいたしてその後公布となっていくかについては、国会の審議状況にもよるので、今の時点で明確にお答えすることは難しいのですが、通常国会に諮りにかけたいという方向で考えてございますので、来年の春ごろになるのかなというところは考えてございます。

その後、実際にこの法律が施行された上で、今回条約によって2017年の1月に発効するもの、有効期間の見直しについては2019年と、項目によって発効時期とか対応状況が変わってきますので、その状況も踏まえながら、具体の法律をいつ施行するかというところについては現在検討させていただいているところでして、例えば特に天然ガスの燃料船においてこういった資格が、こういった能力が船員に必要なのかとかは省令とかの中で定めていくこととなりますので、そこについては引き続きこういったものが必要かといったところも議論しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【野川部会長】 立川委員。

【立川臨時委員】 船員法自体の改正については、閣議決定を受けてということで大体

理解できるわけですがけれども、省令等の改正については、またこの審議会にかかるという理解でよろしいんですか。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 省令については、当然かかってまいりますということで、例えばなんですけれども、天然ガスの燃料船の話在先ほどさせていただきましたが、これにつきましては、この1ページ目にも書いてあるのですけれども、今後早期にモデル訓練コースというものが2月ごろに開催される予定でして、そういった検討状況も踏まえて省令も整備していくと。その際、こういった内容として日本の船員法に係る施行規則・省令において定めていくかということについては、改めて議論をいただくというところで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 立川委員。

【立川臨時委員】 今のお話でそれなりにわかりました。

それと、送還関係の費用の負担がどうなるか、どういう根拠で担保されていくのかということもそれなりに論議はされているかと思うんですが、その辺の関係は省令になっていくのか。それとも、どこかで確認をした段階で終わっていくということになるんですか。その辺を教えてください。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 船員の「送還」や「勤務中の傷病、死亡等」に係るといった金銭上の保証、短期的には保険ということなのですが、こちらについてはP I 保険、船主責任保険の中でそういった事項を追加して対応していくというところで、きちんと今回追加される事項が保険として担保されるようP I 保険の協会とともに検討をしているといったところでございます。

【野川部会長】 立川委員。

【立川臨時委員】 今、P I 保険でということですがけれども、それは何かに記載されるんですか。それとも業界との話し合いの中でクリアになるからいいということなんですか。もし、業界との話し合いの中でということであれば、こういう会議の中でそういう部分があったということを含めて勉強会の内容を報告していただかないと、なかなか理解が進まないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 現在P I 保険にこういった項目を加えるかといったところについては、おっしゃるとおり協会と議論をしているわけなんですけれども、じゃあ、実際にそれがどのように約款の中で対応されるかとか、そこについては議論を踏まえた上で、その結果等について内容も踏まえながらこういった場で何らか報告をできればと考え

てございます。

【野川部会長】 立川委員。

【立川臨時委員】 大体お願い事を含めて今いろいろお話をさせていただきましたので、今後この船員部会の中で細部についてまたご報告をいただきたい、ないしは審議事項になるかもしれませんが、論議をさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

小田委員。

【小田臨時委員】 臨時海上労働証書の部分なんですけれども、これが船員法の中に入ってくるとというのがちょっと唐突感があるんですが、いずれにしろ、船社としては皆さん準日本船舶——日本籍船予備軍ですね——を増やそうと努力しているところですので、そういう意欲をそぐようなものにならないよう、ぜひお願いしたい。義務で前にやるとか、あるいは余計な手続になるとか、そういうのがあるとどうしても船社の意欲というのはそがれてきますので、その辺は十分お願いしておきたいと思います。以上です。

【野川部会長】 どうぞ。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 ご意見、承知をいたしました。現在、こちらのスキームについては詳細を検討中でして、船主様のご負担とかそういったところにつきましても十分に考慮しながらスキームをつくってまいりたいと思いますので、どうぞご指導のほどよろしく願いいたします。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。

特になければ、本日はこのぐらいといたしまして、次回、またこの会議で答申案の決定について議論いたしますので、本日のご説明・ご議論を踏まえまして、ご意見等ございましたら、あらかじめ事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。議題2の雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の制定について。これは、前回の部会からの継続案件でございますが、その後の調整状況等につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 雇用保険法の一部を改正する法律の関係省令と指針ということになるのですが、こちら資料2と資料3がそれぞれ省令・指針の諮問文ということで、先日の船員部会において諮問させていただいた文書となります。概括については、参

考資料①番について、その関係について概括が記載されているところでして、今回の雇用保険等の一部を改正する法律というところを受けまして、育児・介護休業制度の見直しというところにつきまして、その細目について省令で規定をさせていただきたいというところと、就業環境の整備、こちらはハラスメントの防止ということで、こちらの指針でそれぞれマタニティーハラスメント、マタハラと育児休業の取得に関するハラスメントということで育ハラ、それぞれについて指針がございまして、その中でこういった内容がハラスメントとなるのか、あるいは事業者がそういったハラスメントを防ぐために雇用管理上どのような措置を設けなければならないのかといったところについて、指針でその具体例等を定めさせていただきたいというものでございました。

こちらにつきましては、本日まで特段ご意見等はいただけていないため、原案で答申とさせていただければと思うのですが、さらなるご意見等ございましたら、ご指示のほどよろしく願いいたします。

【野川部会長】 これにつきましては、前回も若干この場で議論をいたしました。さらなるご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

立川委員。

【立川臨時委員】 意見ではないんですが、ちょっと教えていただきたい部分がございます。

あくまでもこれは船員に対するということで理解をしていくもんだと理解をしています。そういう面で、陸上の関係と異なる記載をした部分を教えていただけませんか。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 今回の指針というところにつきましては、原則としてもともとハラスメントの概念に関するところというところでは、陸上と船員で大きく変わるところはないと考えてございまして、例えば1日の休暇の取得範囲を、こちらは省令のところでこの看護休暇や介護休暇に関して1日未満の単位で取得できるようにと、半日とすることとか、こういったものが必ずしも船員に当てはまるのかとかそういった議論とかもあつたところですが、そこについては例えば日帰り船員とかそういったところを考えれば、全ての船員については当てはまらなくとも、そういったケースもあると想定されますので、原則同じように書いてございます。

ほんとうに詳細な細かい部分についての陸と海の違いというところでは、済みません、基本的には同じものだと承知をしております。今お話ししたとおりのことではござ

いますが、原則同じ形となっているところではございます。

【野川部会長】 おそらく育児・介護休業法も雇用均等法も、特に船員について特段の規定はございませんので、これに基づく今日議論しております諮問の内容につきましても、基本的には同じにならざるを得ないということだろうと思いますが、私もその点は若干気になっておまして、この指針の施行に当たって、例えば運用上の具体的なパンフレットといいますかガイドラインといいますか、そのようなものがあって、船の上であるとうようなことが具体的に考えられると、またこういった点に気をつけてほしいと例示してあるような、そういうものは考えられていいのではないかと考えておりますので、ちょっと検討をお願いしたいと思っております。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 承知をいたしました。

【野川部会長】 立川委員。

【立川臨時委員】 今、部会長がお話しいただきましたけれども、具体的なパンフレットというかガイドラインといったものをぜひつくっていただいたほうが、船員としてはわかりやすいですし、ないしは事業者もわかりやすいのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 承知をいたしました。検討いたします。今後、施行通知をつくってまいりたいと考えておまして、そういった具体例とかどういった場合が船上で想定され得るのかとか、そういったところにつきましても具体例とかも検討しながら作成して周知徹底をしてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 では、これに関しまして、ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、国土交通大臣から「諮問第258号 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の制定について」をもって諮問された件については、適当であるという結論とすることとし、海事分科会長に報告したいと存じますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、議題3の船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の制定についてでございますが、こちらも先ほどの案件同様、前回の部会からの継続案件でございますが、その後の



調整状況等につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

**【鹿渡船員政策課課長補佐】** 今、済みません、お答えをする中で指針についてもある程度概括を説明させていただいたとおりでございますが、こちらについても特段本日までご意見等は頂戴していないということで、先ほどの具体例とかパンフレットでとか、そのような周知方法とか具体例の記載とかいったところについてはこちらも同じ論点があると承知しておりますので、引き続き検討してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

先ほどの件と一括しての話で検討してきたわけですが、特に改めて何かこちらの均等法マターの部分と、それから制度の見直しですね、育児・介護休業に関する部分とあわせて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、国土交通大臣から「諮問第259号 船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の制定等について」をもって諮問された件について、適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。

議題4の船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

**【野川部会長】** 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題の5、無料の職業紹介事業の許可について、事務局より説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました無料の職業紹介事業の許可については、別紙に掲げる者に対する無料の職業紹介事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで、本日の予定された議事は全て終了致しました。他に何かございますでしょうか。

特になければ、事務局よりお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第83回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

— 了 —